

平成28年5月6日

行政調査新聞社
社主 松本 州弘 様

東松山市長 森田 光一



市長への手紙の回答について

問合せをいただきました件について、次のとおり回答いたします。

森田光一市長に関する個人的質問

筆界特定制度・その他に対する回答

質問1

本件に関して、筆界特定制度を利用した理由は、T氏の指摘する箇所の赤道に曲がり点があるかないかを確認するためです。当初私は、道路拡幅工事の前提で分筆登記が行われ、T氏の所有地が市に所有権移転される以前の赤道とT氏の所有地との筆界を確認するために筆界特定制度を利用するつもりでした。しかし、法務局の見解は赤道と市に所有権移転されたT氏の土地の筆界特定は出来ないと主張したため、分筆登記されT氏から寄付された市所有地との筆界につき筆界特定制度による申請をしました。分筆後の土地とT氏所有の土地との筆界は、測量の段階で赤道との筆界を根拠として赤道の筆界線をT氏の土地に平行移動して設定されたものです。したがって、赤道に曲がり点があるかどうかの筆界特定の調査は、当該分筆登記における筆界確認の正当性をも精査し、分筆前の赤道とT氏の所有地の筆界を特定すべきであると考えます。この点において、私と筆界特定の担当官との意見に乖離があります。

質問2

いわゆる旧公図上には曲がり点はありません。時系列から判断すると、曲り点がある過去の分筆測量図が存在し、これを基に過去の境界確認が行われ、沿線地権者の承認を得たうえで曲り点を設定したと考えられます。しかし、私にとっての真の筆界点については今もって不明です。

質問3

この度の筆界特定制度を利用しての筆界特定と、過去における境界確認や道路用地寄附採納に関する不適切と指摘される事務については、全く別の問題と認識しています。赤道と寄附採納前のT氏所有地との筆界を特定すること、過去の境界確認等に関する不適切と指摘される事務の問題を混同して議論することはできないと判断しました。したがって、赤道とT氏所有地の筆界に曲がり点があるかどうかについて、筆界特定による公平で公正な判断を求めたものです。

質問 4

T 氏との問題の解決に向けての第一歩として、筆界特定による判断は有効と考えました。また、ご指摘の時効については、全くそのような認識はありません。

質問 5

ご質問にある「貴市職員は作為と犯罪の行為・・・」とは認識していません。作為と犯罪があったかどうかではなく、当時の境界確認はじめ寄附採納手続の書類に不備な点が見られたことは認識しています。しかし、私はそこに如何なる作為や犯罪、そして隠ぺいがあったかは知る由もありません。引き続き、T 氏と話し合いをしていこうと考えていましたが、今となっては T 氏が訴訟という手段に転じた以上不可能となりました。

市長として、決してこの問題を放置したわけではありません。

森田光一東松山市長に対する公開質問書に対する回答

公開質問事項①～⑰について

現在、東松山市道第 7 1 3 5 号線につきましては、T 氏と係争中でございます。したがって、ご質問の内容に関しましては、市として回答いたしかねます。